

青森県報

号外第八十一号

平成二十三年
十月十七日
(月曜日)

目 次

条 例

青森県スポーツ推進審議会条例……………	(教 育 庁)	二
青森県県税条例の一部を改正する条例……………	(健 康 課)	三
青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例……………	(税 務 課)	四
青森県自然環境保全条例の一部を改正する条例……………	(同)	五
青森県自然環境保全条例の一部を改正する条例……………	(自 然 保 護 課)	六

条 例

青森県スポーツ推進審議会条例をここに公布する。

平成二十三年十月十七日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第四十四号

青森県スポーツ推進審議会条例

(設置)

第一条 スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第三十一条の規定に基づき、青森県スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、スポーツ基本法第十条第一項の地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議し、及び同法第三十五条に規定するスポーツ団体に対する補助金の交付について意見を答申する。

(組織)

第三条 審議会は、委員十八人以内をもって組織し、その委員は、スポーツに関する学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから教育委員会が委嘱する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第四条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(青森県スポーツ振興審議会条例の廃止)

2 青森県スポーツ振興審議会条例(昭和三十七年三月青森県条例第十四号)は、廃止する。

(特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 次に掲げる条例の規定中「スポーツ振興審議会委員」を「スポーツ推進審議会委員」に改める。

一 特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十七年九月青森県条例第三十九号)第一条第七十九号及び別表第二

二 特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十七年九月青森県条例第四十三号）第一条第七十九号及び別表第三

青森県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十五号

青森県税条例の一部を改正する条例

青森県税条例（昭和二十九年五月青森県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第九十条第一項中「法第七十三条の二十四第一項に規定する政令で定める」を「政令第三十九条の二の三第一項に規定する」に、「同条第一項に規定する政令で定める」を「同条第二項に規定する」に改める。

第九十三条の五第一項中「により法第七十三条の二十七の五第一項に規定する政令で」を「により政令第三十九条の五に」に、「法第七十三条の二十七の五第一項に規定する政令で定める」を「政令第三十九条の六に規定する」に改める。

第九十三条の六第一項中「法第七十三条の二十七の六第一項に規定する政令で定める」を「政令第三十九条の七に規定する」に改める。

第四百四条第一項第二号イ中「スポーツ振興法（昭和三十六年法律第四百四十一号）第六条第一項」を「スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第二十六条第一項」に改める。

附則第四条の九中「法附則第五条の六第一項の規定により読み替えて適用される法第三十七条の二第一項に規定する政令で定める」を「政令附則第四条の五第一項に規定する」に改める。

附則第十三条第一項中「法附則第十一条の四第一項に規定する総務省令で定める」を「地方税法施行規則附則第三条の二の十九に規定する」に、「青森県県税条例等の一部を改正する条例（平成二十三年六月青森県条例第四十二号）の施行の日の翌日」を「平成二十三年七月一日」に改め、同条第三項中「青森県県税条例等の一部を改正する条例（平成二十三年六月青森県条例第四十二号）の施行の日の翌日」を「平成二十三年七月一日」に、「法附則第十一条の四第三項に規定する政令で定める」を「政令附則第九条の二第一項に規定する」に、「同項に規定する政令で定める」を「同条第二項に規定する」に改め、同条第四項中「遊休状態にある不動産で附則第十三条第三項に規定する認定中小企業承継事業再生計画に係る事業の用に供するものとして建設計画（事務所の用に供する不動産並びに宿舍（業務上宿舍を使用すべき義務がある者が使用するものとされている宿舍を除く。）の用に供する不動産、従業員の福利及び厚生用に供する不動産その他他の者に貸し付ける不動産の建設に係るものを除く。）が確定しているもの」を「政令附則第九条の二第二項に規定する建設計画中の不動産」に改め、同条第五項中「法附則第十一条の四第五項に規定する政令で定める」を「政令附則第九条の三第一項に規定する」に、「（法第七十三条の二十四第一項に規定する政令で定める」を「（政令第三十九条の二の三第一項に規定する」に、「同条第一項に規定する政令で定める」を「同条第二項に規定する」に、「法附則第十一条の四第五項の規定により読み替えて適用される法第七十三条の二十四第一項に規定する政令で定めるもの（」を「政令附則第九条の三第一項に規定するもの（」に、「法附則第十一条の四第五項の規定により読み替えて適用される法第七十三条の二十四第一項に規定する政令で定めるもの（」を「同条第二項に規定するもの（」に、「法附則第十一条の四第五項の規定により読み替えて適用される法第七十三条の二十四第一項に規定する政令で定めるもの（」を「同条第二項に規定するもの（」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第十三条第五項の改正規定は平成二十三年十月二十日から、附則第四条の九の改正規定は平成二十四年一月一日から施行する。

青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十六号

青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

青森県県税の特別措置に関する条例（平成十一年七月青森県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「又は旅館業（下宿営業を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県自然環境保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十七号

青森県自然環境保全条例の一部を改正する条例

青森県自然環境保全条例（昭和四十八年七月青森県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「の各号」を削り、同項ただし書中「第十条第一項第一号から第五号まで、第七号及び第八号」を「第十条の八第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号」に改め、同項第一号中「こえる」を「超える」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭